

議案第63号

関市地区公民センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市地区公民センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地区公民センターの設置に関する規定を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市地区公民センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市地区公民センター設置及び管理に関する条例（昭和47年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

関市地区公民センターの管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第2条の見出しを「（名称及び位置）」に改め、同条中第1項を削り、第2項を同条とする。

第7条第1項第1号中「又はこの条例に基づく規則」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。